

人事院公示第 26 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 1 月 18 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～四の三 (略) 五 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項 (1)～(42 の 2) (略) <u>(42 の 3) 別表第 6 の行政職俸給表(一)在級期間表の備考第 8 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないこ</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一～四の三 (略) 五 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項 (1)～(42 の 2) (略) (新設)

とができる場合について定めること。

(42の4)・(42の5) (略)

(42の6) 別表第6の専門行政職俸給表在級期間表の備考第8項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないとができる場合について定めること。

(42の7) 別表第6の税務職俸給表在級期間表の備考第2項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないとができる場合について定めること。

(42の8) 別表第6の税務職俸給表在級期間表の備考第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別

(42の3)・(42の4) (略)

(新設)

(42の5) 別表第6の税務職俸給表在級期間表の備考第2項又は公安職俸給表(一)在級期間表の備考第4項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及びこれらの表の在級期間によらないとができる場合について定めること。

(新設)

に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(42 の 9) 別表第 6 の公安職俸給表(一)在級期間表の備考第 4 項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(新設)

(42 の 10) 別表第 6 の公安職俸給表(一)在級期間表の備考第 8 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(新設)

(42 の 11) (略)

(42 の 6) (略)

(42 の 12) 別表第 6 の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第 4 項の規定に基づき、同表の適用について定めること。

(42 の 7) 別表第 6 の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第 4 項又は研究職俸給表在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、これらの表の適用につい

<p>(42 の 13) <u>別表第 6 の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第 7 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>	<p>て定めること。 (新設)</p>
<p>(42 の 14) <u>別表第 6 の研究職俸給表在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、同表の適用について定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(42 の 15)～(42 の 17) (略)</p>	<p>(42 の 8)～(42 の 10) (略)</p>
<p>五の二～二十四 (略)</p>	<p>五の二～二十四 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

2 この決定による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を発生する。